

利用者への虐待防止に関する指針

1. 趣旨

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置などを定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守することとする。

2. 虐待の定義

虐待とは、職員から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

(叩く、つねる、髪や耳などを強く引っ張る・衣服をつかんで強制する・傷などの治療の放置・服薬の放置等)

(2) 心理的虐待

脅かしや強迫、侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

(「何度言えばわかるの」など心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする・幼児のように扱う等)

(3) 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

(性器への接触などの強要・教唆〈そそのかしたり、けしかけたりすること〉性的暴力等)

(4) ネグレクト

衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、本人を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等)

(5) 経済的虐待

本人の財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない等)

3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 委員会の委員長は管理者が務める。

(2) 委員会の委員は、看護師、ケアマネジャー、事務職員とする。

- (3) 委員会は、年2回以上かつ必要に応じて開催する。また、職員に対する虐待防止に関する勉強会を年1回以上開催する。新規採用者が配属となった場合は新規採用時に虐待防止に関する教育を行う。
- (4) 委員会の審議事項は次の通りとする。
 - ア 虐待防止のための指針、マニュアルなどの整備
 - イ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定
 - ウ 虐待予防、早期発見にむけた取り組み
 - エ 虐待（疑いを含む）が発生した場合の対応
 - オ 虐待の原因分析と再発防止策

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修は、虐待防止及び対応に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき虐待の防止を徹底するために必要な内容とする。研修は年に1回以上実施、また、新規採用時には必ず実施する。研修実施後は実施内容を記録にて保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合（疑いを含む）は、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合など緊急性が高い事案の場合は管理者、ケアマネジャー、地域包括支援センターに速やかに報告し対応する。
- (2) 虐待を疑った場合は、管理者、虐待防止委員会、地域法包括支援センター、ケアマネジャーへ報告する。虐待者が支援者であった場合は、就業規則に基づき適切な処分を行う。
- (3) 管理者、虐待防止委員会は、虐待の実態・経緯・背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (4) 虐待について、市の調査が行われる場合は、虐待防止委員会委員長が対応する。

6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員からの虐待の相談を受けた場合、虐待が発生した場合に関する基本方針に従って対応する。
- (2) 利用者の居宅において虐待が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待などが疑われる場合は、管理者又は虐待防止委員に報告し、速やかに事実確認を行い、通報・届出を行い、改善に向けて取り組む。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

成年後見制度の活用により、被虐待者（本人）の保護・権利擁護が図りやすくなる。被虐待者の判断能力が不十分なすべての事例において、成年後見制度の活用の可能性を検討する。利用者に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、行政機関等の相談窓口、身元引受人等との連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る調査・対応に関する事項

事業所は、虐待に係る苦情（虐待の疑い）が生じた場合、誠意をもって調査・対応し、虐待の事実が確認された場合は、速やかに市町村に通報するものとする。市町村、国民健康保険団体連合会においても、虐待に関する相談・苦情を受けていることを家族等に周知する。

9. 利用者・家族に対する当該方針の閲覧に関する事項

本指針は、求めに応じ、利用者や家族、職員等が自由に閲覧できるようにする。また、ホームページ等にも公表する。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和3年7月1日から施行する。

令和5年6月1日改訂

令和6年12月1日改訂

訪問看護ステーション ほっと 虐待防止委員会 規程

(委員会の目的)

第1条 この規程は、利用者の安全と人権擁護、虐待防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防および早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針の遵守に努めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 虐待に対し、前条に定める目的を達成するために、虐待防止委員会を設置する。

1. 委員長は、虐待防止責任者とする
その他の委員は、別表のとおりとする
2. 委員に、必要がある場合には第三者委員を加えることができる

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする

1. 委員会は虐待防止に関する協議事項が生じた都度に随時開催する
2. 事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する
3. 会の開催の必要があるときには、委員長が招集し開催する

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する

1. 虐待の定義について、職員に周知する。
2. 虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
3. 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
4. その他、法令および制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

1. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない環境づくりを目指さなければならない。
2. 委員会の委員長および委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行なわれていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
3. 委員会は、支部とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、支部と協議し、協同で会議を開催するなど、虐待防止の対応・対策および改善を図るものとする。

(附則)

この規程は、令和3年7月1日より実施する

令和5年6月1日改訂

令和6年12月1日改訂

別表

虐待防止委員会名簿

	役職
委員長	高橋 里栄子
副委員長	山下 美和
委員	石井 康友
委員	石川 真奈美
委員	長木 いずみ

令和 5 年 6 月 1 日より役員にて施行